

IV その他の支援

独自

1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(4) 水道料金（基本料金）の減免

支援内容	新型コロナウイルス感染症の拡大が、市民生活や経済活動へ与えた影響に鑑み、幅広く市民、事業者の皆様を応援する施策として、8月検針分から11月検針分の水道料金のうち基本料金を減免します。
対象者	津山市と給水契約を締結している市民・事業者
申請手続に必要なもの	手続き不要
受付場所及び受付時間	手続き不要
問い合わせ先	津山市水道局業務課 (電話) 0868-32-2106
備考	水道料金の徴収猶予等につきましては、「(6) 徴収猶予及び履行延期の特約等に関する支援」をご覧ください。